

介護老人保健施設かがやき

所定疾患の算定状況について

厚生労働省の規定により、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症、带状疱疹の投薬等を行った場合に月に1回(連続する7日を限度とし)算定し、当施設の所定疾患算定状況を公表します。

令和6年度 所定疾患(Ⅰ)

月別件数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
肺炎	1	2	2	2	0	0	0	0	5	9	1	4	1	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	11	22
尿路感染	0	0	0	0	0	0	0	0	3	16	1	5	1	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	29
带状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	0	0	1	5	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	19
慢性心不全の憎悪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	1	2	3	7	1	7	0	0	8	25	3	16	3	10	1	2	0	0	0	0	1	2	0	0	21	71

疾患別の主な治療内容

- 肺炎 聴診、血液検査、胸写、抗菌薬の点滴注射、内服、水分補給(点滴、経口保水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
- 尿路感染症 尿検査、血液検査、抗菌薬の点滴、内服(レボフロキサシン錠)、水分補給(点滴、経口補水)など診察結果に基づいた必要な治療。
- 带状疱疹 高ウイルス剤の内服、高ウイルス剤軟膏塗布。
- 蜂窩織炎 抗菌薬による薬物療法、点滴又はメリアクト、フロモックス内服、局所の抗生剤の軟膏処置。
- 慢性心不全の憎悪 聴診、血液検査、胸写、利尿剤をはじめとした内服などの治療。